

安全性向上評価届出の制度のあり方や運用の見直し に関する事業者との意見交換について（案）

原子力規制庁
原子力規制企画課

1. 主旨

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項である安全性向上評価届出制度のあり方や運用の見直しについては、原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会で一定程度議論が進捗した断面で、事業者の意見を聴取するとしていたところ。第15回原子炉安全基本部会・第9回核燃料安全基本部会において、現行の規制制度の枠組みを前提とした中で対応できる見直しの具体案、及び制度の目的や位置づけについて中長期的に検討すべき視点を整理したので、今回の基本部会では、実際に届出をする事業者の立場からの意見を聴取するものである。

2. 特に意見をいただきたい事項

【論点1関係】

安全性向上評価届出制度について、中長期的な観点から許認可・検査等との関係の中でどのような役割を担うべきと考えるか。

【論点2関係】

令和5年12月21日の基本部会の資料3-1（以下「資料3-1」という。）の論点2で示された、各個別の見直し事項についてどう考えるか。

加えて、各個別の見直し事項のうち、以下についてどう考えるか。

- ・「規制基準適合状況の説明資料の見直し」について、中期的には、現行の構成ではなく、設置許可申請書及び保安規定認可申請書を整理した完本と「構築物、系統及び機器」を説明する資料として届出することに統一すること
- ・「届出書のコミュニケーションツールとしての活用」について、届出書を社会とのコミュニケーションの題材とする方法についてのアイデア（なお、社会とのコミュニケーションについては、届出書の内容（例えば総合評価の結果）を事業者と規制が議論することを公開することも含まれる。）

【論点3関係】

資料3-1の論点3で示された“差分”による対応の具体案についてどう考えるか。

【その他】

- ・BWRのプラントが再稼働した場合、どのような考え方で安全性向上評価の届出を行うのか。
- ・安全性向上評価届出制度は、規制基準による規制がベースにあり、その上乗せとして、どういう安全性が示せるのかということを届出する制度である。審査委員からは、これらの取組みは事業者が率先して行うべきこととの意見もあった。事業者として安全性向上評価届出制度の位置づけや説明の仕方についてどう考えるか。